

船橋市

移動円滑化基本構想

平成 14 年 3 月

船橋市

バリアフリーのまちを目指して

船橋市は、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を新しい時代のまちづくりの目標に掲げ、市民が「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と実感できるまちづくりを進めています。

目標の実現を目指し様々な施策に取り組む上で、市民生活の安全性や快適性の確保は欠かせないものであり、高齢者や障害を持つ方々はもとより、すべての市民が安全で快適な都市活動が行える「バリアフリーのまちづくり」は、重要な施策の一つです。

市では、福祉の観点から、公共施設のバリアフリー化など生活環境の整備を進める一方、交通体系の観点から、歩行者空間の整備や公共交通の整備、充実など、日常生活における自立や社会参加を促進するための移動空間の整備も進めています。

この度、国において「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が公布、施行されたことに伴い、市といたしましても、市民の移動環境の整備を早期かつ効果的に実現するため、交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基本構想」を策定することといたしました。

基本構想では、平成22年までに移動円滑化すべき地区を選定するとともに、その整備方針も明確に示されましたことから、今後は、この方針に沿って、重点整備地区のバリアフリー化を進めてまいります。

この基本構想は、検討委員会として市民の参加を得るとともに、障害をお持ちの方々と実際にまちを歩いて検証するなど、多くの皆様のご参加を得て策定いたしました。

今後の施策の具体化に際しましても、市民との“協働”を基本に、一人でも多くの皆様からご意見、ご提案を頂戴し、市民が安心して暮らせる心温かなまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様はじめ特定事業を実施する事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

基本構想の策定にあたりましては、委員として参画いただきました皆様をはじめ関係機関の皆様など多くの方々にご参加頂きましたことを、心よりお礼申し上げます。



平成14年3月

船橋市長 藤代孝七

おたがいが心からふれあえる場、そんなまちであって欲しい

大穴北小学校6年1組からの意見

大穴北小学校6年1組では、「人に学び、共に生きる」というテーマで取り組んだ福祉の学習のなかで、車いすウォーキングフェスティバルの実行委員の方々や車いす使用者の方々にヒアリングをし、また実際に車いすを使ったバリアフリーチェックをしました。



人は乗せずに4人で車いすを持ち上げて上まで行きました。段差の高さがあると車いすのキャスターが当たってしまい大変です。



十字路を過ぎたとたん見通しが悪く、歩道がないので車が来た時危ないです。この道路は学校を建てる時、農道だったものを広げたと聞いています。



写真にある点字ブロックがあると目の不自由な方は通りやすいですが、車いすの方は通りにくいです。車いすの方も目の不自由な方も通りやすくする対策はないでしょうか。



切符売場には車いす使用者専用の押す所がありました。でも、そのボタンが上にありすぎて、腰を上げなければなりません。

パブリックコメント募集にあわせて、その学習で得られたバリアフリーチェックの成果と貴重な意見を頂きました。心のバリアフリーを実践する上で、このような学校教育を通じた社会学習は、生徒さん本人だけでなく、保護者各位にもバリアフリーの必要性を実感することとなったかと思えます。

この自主研究は市議会や新聞でも取り上げられ、そのことが生徒さん達の励みとなり、この先、進学する中学校でも多くの人に伝えてもらいたいと思います。

はじめに

平成 12 年 11 月 15 日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が施行されました。これを受け福祉先進都市である本市におきましては、施行後直ちに関係各課から構成される交通バリアフリーワーキンググループを設置し、市内各駅及び周辺を対象に重点整備地区の可能性の概略検討を行いました。そして平成 13 年 7 月に「船橋市移動円滑化基本構想策定検討委員会並びに小委員会」を設置し、当委員会を中心に本格的な検討を行い、このたび「船橋市移動円滑化基本構想」がまとまりました。

この基本構想は、「駅を中心とした一定の地区のバリアフリー化の推進」という交通バリアフリー法の趣旨にもとづき、高齢者や身体障害者等を交えた委員会の設置やまち歩き等の実施、市民意見の反映などに留意しながら、船橋市全体の交通バリアフリーに対する考え方を示したものです。

具体的には第 2 章「船橋市交通バリアフリー基本理念」及び第 4 章「重点整備地区の移動円滑化基本構想」が、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して、船橋市が定める基本的な構想となっております。

またそれだけでなく、重点整備地区の設定や基本構想の策定に至るまでの流れや考え方を第 3 章に、整備の必要性の高い地区に関する交通バリアフリー整備方針を第 5 章に、更にまち歩きおよびパブリックコメントの結果を第 6 章～第 7 章に示しております。

このように、「船橋市移動円滑化構想」は、重点整備地区の移動円滑化基本構想だけでなく、船橋市の交通バリアフリー化に係る考え方や市民意見を盛り込んだ構成となっております。

今後はこの基本構想をもとに、各特定事業者の事業実施に係る要請や支援、市民のバリアフリー化に関する理解を広めるための協力を進めて参りたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

平成 14 年 3 月

船橋市

目 次

第1章 移動円滑化基本構想策定の趣旨		
1 - 1	背景	1
1 - 2	移動円滑化基本構想策定の目的	7
1 - 3	目標年次	7
1 - 4	策定体制	7
1 - 5	基本構想策定フロー	8
第2章 船橋市交通バリアフリー基本理念		
2 - 1	背景	11
2 - 2	目的	11
2 - 3	基本理念	11
2 - 4	船橋市の交通バリアフリー化の考え方	12
2 - 5	交通施設のバリアフリー整備方針	13
2 - 6	心のバリアフリー推進の方針	16
第3章 重点整備地区の設定		
3 - 1	重点整備地区の設定及び基本構想の策定の流れ	17
3 - 2	重点整備地区の設定	18
3 - 3	基本構想の策定	22
第4章 重点整備地区の移動円滑化基本構想		
4 - 1	交通バリアフリー法にもとづく「船橋駅周辺地区」移動円滑化基本構想	25
4 - 2	交通バリアフリー法にもとづく「北習志野駅周辺地区」移動円滑化基本構想	45
第5章 重点整備地区候補区域のバリアフリー整備方針		
5 - 1	重点整備地区候補区域の現状認識	61
5 - 2	重点整備地区候補区域のバリアフリー整備方針	70
第6章 重点整備地区（案）におけるまち歩き・駅歩きの実施		
6 - 1	重点整備地区候補区域から重点整備地区（案）の抽出	80
6 - 2	まち歩きの実施	80
6 - 3	まち歩きと駅歩き結果のまとめ	80
第7章 パブリックコメントによる意見・要望		
7 - 1	パブリックコメントの募集	113
7 - 2	パブリックコメントによる意見・要望	115
第8章 今後の課題		
		131

資料編

1．策定までの経緯	資料 1
2．圏域カルテ	資料 2
3．船橋市移動円滑化基本構想策定検討委員会 設置要綱	資料 40
4．船橋市移動円滑化基本構想策定検討委員会 ・小委員会名簿	資料 41
5．報道記事等	資料 43